

令和 7 年

9 月加賀市議会定例会議案

令和7年9月加賀市議会定例会議案

－ 目 次 －

議案等番号	件 名	頁
報告第14号	専決処分の報告について…………… (請負契約の締結について)	1
議案第45号	令和7年度加賀市一般会計補正予算……………	別冊
議案第46号	令和7年度加賀市後期高齢者医療特別会計補正予算……………	別冊
議案第47号	令和7年度加賀市介護保険特別会計補正予算……………	別冊
議案第48号	令和7年度加賀市病院事業会計補正予算……………	別冊
議案第49号	令和7年度加賀市水道事業会計補正予算……………	別冊
議案第50号	令和7年度加賀市下水道事業会計補正予算……………	別冊
議案第51号	加賀市体育施設条例の一部改正について……………	3
議案第52号	加賀市鴨池観察館条例の一部改正について……………	6
議案第53号	令和6年度加賀市決算認定について……………	7
議案第54号	令和6年度加賀市病院事業会計決算認定について……………	8
議案第55号	令和6年度加賀市水道事業会計決算認定について……………	9
議案第56号	令和6年度加賀市下水道事業会計決算認定について……………	10
議案第57号	請負契約の締結について……………	11
議案第58号	物品購入契約について……………	12
議案第59号	和解及び損害賠償の額を定めることについて……………	13

報 告 第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次の事件を別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定によって報告し、その承認を求める。

令和7年8月18日提出

加賀市長 宮 元 陸

請負契約の締結について

専 決 第 4 号

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 称 廃業旅館解体工事
- 2 工 事 場 所 加賀市片山津温泉地内
- 3 契 約 金 額 451,000,000円
- 4 契約の相手方 北浜・小川特定建設工事共同企業体
代表者 石川県加賀市新保町ワ46番地
 北浜建設株式会社
 代表取締役 清田 典廣
構成員 石川県加賀市潮津町へ38番地
 小川建設株式会社
 代表取締役 小川 公伸

令和7年7月2日専決

加賀市長 宮 元 陸

議 案 第 5 1 号

加賀市体育施設条例の一部改正について

加賀市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月18日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市体育施設条例の一部を改正する条例

第1条 加賀市体育施設条例(平成17年加賀市条例第117号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

加賀市相撲場
加賀市屋内水泳プール
加賀市屋外水泳プール
加賀市飛び込みプール

」を「

加賀市相撲場

」に

改める。

別表第2加賀市屋内水泳プールの項から加賀市飛び込みプールの項までを削る。

別表第8を次のように改める。

別表第8 削除

第2条 加賀市体育施設条例の一部を次のように改正する。

附則第6項中「別表第14」を「別表第12」に改め、「規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用する」とあるのは「使用する」と」の次に「、別表第13中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、「通年利用」とあるのは「通年使用」と、別表第14中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「個別利用」とあるのは「個別使用」と、「定期利用」とあるのは「定期使用」と、「個人利用」とあるのは「個人使用」と、「利用は」とあるのは「使用は」と、「利用できる」とあるのは「利用できる」と、「利用する」とあるのは「使用する」と」を加える。

別表第1に次のように加える。

加賀市市民水泳プール	加賀市加茂町ソ62番地1
------------	--------------

別表第2に次のように加える。

加賀市市民水泳プール	12月28日から翌年1月4日まで	・ 平日 午前9時から午後8時まで ・ 日曜日及び国民の祝日 午前9時から午後6時まで(ただし、7月1日から8月31日までは午前9時から午後8時まで)
------------	------------------	--

別表第8を削り、別表第9を別表第8とし、別表第10から別表第14までを1表ずつ繰り上げ、別表第15の前に次の1表を加える。

別表第14(第11条関係)

加賀市市民水泳プール利用料金

1 個人利用料金

区分	単位	金額	
		一般	高校生
個別利用	1回	800円	400円
定期利用	1月	8,000円	4,000円

備考

- 1 個人利用による利用は、1回につき2時間を限度とする。
- 2 定期利用とは、1月を通じて利用できるものをいう。

2 専用利用料金

区分			単位	金額
アマチュア競技に利用する場合	25mプール	一般	1 コース 1 時間	3,000円
		高校生		1,500円
	幼児プール		全面 1 時間	3,000円
上記以外	入場無料の場合は、上記金額の5倍の額とする。			
	入場有料の場合は、上記金額の10倍の額とする。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(加賀市公の施設共通使用料条例の一部改正)

- 2 加賀市公の施設共通使用料条例(平成17年加賀市条例第82号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、加賀市屋内水泳プール、加賀市屋外水泳プール、加賀市飛び込みプール」を削る。

別表備考第2項中「加賀市屋内水泳プール、加賀市屋外水泳プール、加賀市飛び込みプール、」を削る。

議 案 第 5 2 号

加賀市鴨池観察館条例の一部改正について

加賀市鴨池観察館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月18日提出

加賀市長 宮 元 陸

加賀市鴨池観察館条例の一部を改正する条例

加賀市鴨池観察館条例(平成17年加賀市条例第151号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 観察館の休館日は、木曜日(その日が加賀市の休日を定める条例(平成17年加賀市条例第2号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日以後の直近の休日でない日)とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議 案 第 53 号

令和6年度加賀市決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和6年度加賀市歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和7年8月18日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和6年度加賀市歳入歳出決算
 - (1) 一般会計歳入歳出決算
 - (2) 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - (3) 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - (4) 介護保険特別会計歳入歳出決算
 - (5) 加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出決算
 - (6) 加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出決算
- 2 地方自治法第233条第5項に規定する添付書類
 - (1) 主要施策報告書
 - (2) 歳入歳出決算事項別明細書
 - (3) 実質収支に関する調書
 - (4) 財産に関する調書

議 案 第 5 4 号

令和6年度加賀市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和6年度加賀市病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和7年8月18日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和6年度加賀市病院事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 収益費用明細書
 - (4) 固定資産明細書
 - (5) 企業債明細書

議 案 第 5 5 号

令和6年度加賀市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和6年度加賀市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和7年8月18日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和6年度加賀市水道事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 収益費用明細書
 - (4) 固定資産明細書
 - (5) 企業債明細書

議 案 第 5 6 号

令和6年度加賀市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和6年度加賀市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和7年8月18日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 令和6年度加賀市下水道事業会計決算
- 2 地方公営企業法第30条第6項に規定する添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 収益費用明細書
 - (4) 固定資産明細書
 - (5) 企業債明細書

議 案 第 57 号

請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結する。

令和7年8月18日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 工 事 名 称 加賀市武道館大規模改修工事(建築)
- 2 工 事 場 所 加賀市大聖寺東町地内
- 3 契 約 金 額 495,000,000円
- 4 契約の相手方 石川県加賀市熊坂町ニの32番地
ダイド建設株式会社
代表取締役 田中 茂樹

議 案 第 58 号

物品購入契約について

次のとおり物品購入契約を締結する。

令和7年8月18日提出

加賀市長 宮 元 陸

- 1 品名及び数量 粗破碎機 1台
- 2 契 約 金 額 52,800,000円
- 3 契約の相手方 石川県小松市串町工業団地1番地3
株式会社室戸鉄工所
代表取締役 室戸 眞吾

議 案 第 5 9 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

民法(明治29年法律第89号)第695条の規定により次のとおり和解することとし、著作権法(昭和45年法律第48号)第114条第3項の規定により、その損害賠償の額を決定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。

令和7年8月18日提出

加賀市長 宮 元 陸

1 事案

令和7年6月24日付けで、著作権を有する次項の相手方より、著作権法に基づく著作権使用料相当額の請求があったもの。

2 相手方

京都府京都市中京区御池通堺町丸木材木町670番地の1 吉岡御池ビル6階
株式会社アートバンク及び共同著作権者1名

3 和解及び請求の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、著作権法第114条第3項の規定により相手方が受けた損害の額として1,577,516円の支払義務のあることを認め、これを示談成

立の日から1月以内に、相手方指定の口座に振り込んで支払う。ただし、振込費用は、本市の負担とする。

- (2) 本市及び相手方は、(1)に定めるもののほか債権債務の無いことを相互に確認する。

【参考資料】

条例案件新旧対照表

令和 7 年

9 月加賀市議会定例会

令和7年9月加賀市議会定例会
条例案件新旧対照表

－ 目 次 －

件	名	頁
(議案第51号)	加賀市体育施設条例の一部改正について.....	1
(議案第52号)	加賀市鴨池観察館条例の一部改正について.....	12

【第1条関係】加賀市体育施設条例(平成17年加賀市条例第117号)新旧対照表

現行		改正後（案）		備考
※本則 略 別表第1（第2条関係） 名称及び位置		※本則 略 別表第1（第2条関係） 名称及び位置		
名称	位置	名称	位置	
※加賀体育館の項から加賀市片山津野球場の項まで 略		※加賀体育館の項から加賀市片山津野球場の項まで 略		
加賀市スポーツセンター	加賀市山田町リ245番地2（加賀市中央公園内）	加賀市スポーツセンター	加賀市山田町リ245番地2（加賀市中央公園内）	
加賀市中央公園野球場		加賀市中央公園野球場		
加賀市相撲場		加賀市相撲場		
加賀市屋内水泳プール				
加賀市屋外水泳プール				
加賀市飛び込みプール				
加賀市陸上競技場		加賀市陸上競技場		
加賀市中央公園テニスコート	加賀市中央公園テニスコート			
※大聖寺グラウンドの項から黒崎多目的広場の項まで 略		※大聖寺グラウンドの項から黒崎多目的広場の項まで 略		
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）		

名称、休業期間及び利用時間

名称	休業期間	利用時間
※加賀体育館の項から 加賀市相撲場の項まで 略		
加賀市屋内水泳プール	12月28日から 翌年1月4日まで	・平日 午前10時から午後8時まで ・日曜日及び国民の祝日 午前10時から午後6時まで(ただし、 7月1日から8月31日までは午前10時から午後8時まで)
加賀市屋外水泳プール	9月1日から翌 年6月30日まで	午前10時から午後7時まで
加賀市飛び込みプール	9月1日から翌 年6月30日まで	午前10時から午後7時まで
※加賀市陸上競技場の 項から黒崎多目的広場 の項まで 略		

※備考 略

※別表第3から別表第7まで 略

別表第8(第11条関係)

加賀市屋内水泳プール・屋外水泳プール・飛び込みプール利用料金

名称、休業期間及び利用時間

名称	休業期間	利用時間
※加賀体育館の項から 加賀市相撲場の項まで 略		
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
※加賀市陸上競技場の 項から黒崎多目的広場 の項まで 略		

※備考 略

※別表第3から別表第7まで 略

別表第8 削除

—

1 個人利用料金

区分	単位	金額	
		一般	高校生
基本利用料金	1時間	170円	80円
温水加算料		50円	30円

備考 7月及び8月以外の月の利用料金は、基本利用料金に温水加算料を加えた額とする。

2 専用利用料金

区分				単位	金額
アマチュア競技に利用する場合	屋内プール	基本利用料	一般	1コース1時間	1,590円
		金	高校生		790円
		温水加算料	一般		520円
			高校生		260円
	幼児プール	基本利用料金		全面1時間	2,130円
		温水加算料			950円
	屋外プール	一般	1コース1時間	2,660円	
		高校生		1,330円	
	飛び込みプール	一般		1,590円	
		高校生		790円	
上記以外	入場無料の場合は、上記金額の5倍の額とする。				
	入場有料の場合は、上記金額の10倍の額とする。				

備考 屋内プール及び幼児プールの7月及び8月以外の月の利用料金は、基本利用料金に温水加算料を加えた額とする。

3 会議室利用料金(会議室のみ利用する場合)				
区分	単位	金額		
一般	1時間	100円		
高校生		40円		
※別表第9から別表第15まで 略			※別表第9から別表第15まで 略	

【第2条関係】加賀市体育施設条例(平成17年加賀市条例第117号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※本則 略 附 則 ※1 から5まで 略 6 前項の規定により教育委員会が管理を行う場合においては、第5条の見出し及び同条第1項中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、同条第2項中「指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会は、必要と認めるときは」と、「利用時間」とあるのは「使用時間」と、第7条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用」とあるのは「使用」と、第9条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用の」とあるのは「使用の」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、同項第2号中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、第10条の見出し中「目的外利用及び利用権譲渡」とあるのは「目的外使用及び使用権譲渡」と、同条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用し」とあるのは「使用し」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは	※本則 略 附 則 ※1 から5まで 略 6 前項の規定により教育委員会が管理を行う場合においては、第5条の見出し及び同条第1項中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、同条第2項中「指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会は、必要と認めるときは」と、「利用時間」とあるのは「使用時間」と、第7条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第8条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用」とあるのは「使用」と、第9条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用の」とあるのは「使用の」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、同項第2号中「利用許可」とあるのは「使用許可」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、第10条の見出し中「目的外利用及び利用権譲渡」とあるのは「目的外使用及び使用権譲渡」と、同条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用し」とあるのは「使用し」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは	

「使用料」と、同条第1項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(「以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「専用利用」とあるのは「専用使用」と、「指定管理者が特別の」とあるのは「市長が特別の」と、「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「個人利用」とあるのは「個人使用」と、「利用の」とあるのは「使用の」と、同条第3項中「個人利用」とあるのは「個人使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第5項中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「利用料金」とあるのは「期間を定めて管理の業務の一部の停止を命じたときは、利用料金の全部又は一部」と、「収受させる」とあるのは「収受させることができる」と、第13条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第14条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条中「利用」とあるのは「使用」と、第17条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第18条中「利用者」とあるのは「使用者」と、第19条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、別表第3及び

「使用料」と、同条第1項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用に係る料金(「以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、「専用利用」とあるのは「専用使用」と、「指定管理者が特別の」とあるのは「市長が特別の」と、「利用許可」とあるのは「使用許可」と、「個人利用」とあるのは「個人使用」と、「利用の」とあるのは「使用の」と、同条第3項中「個人利用」とあるのは「個人使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第5項中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「利用料金」とあるのは「期間を定めて管理の業務の一部の停止を命じたときは、利用料金の全部又は一部」と、「収受させる」とあるのは「収受させることができる」と、第13条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第14条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条中「利用」とあるのは「使用」と、第17条中「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用を」とあるのは「使用を」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第18条中「利用者」とあるのは「使用者」と、第19条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、別表第2中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、別表第3及び

別表第4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、別表第5中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、「全面利用」とあるのは「全面使用」と、「利用は」とあるのは「使用は」と、「専用利用」とあるのは「専用使用」と、別表第6から別表第14までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用する」とあるのは「使用する」と_____

_____、別表第15中「利用回数券」とあるのは「利用回数券」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第1(第2条関係)

名称及び位置

名称	位置
※加賀体育館の項から黒崎多目的広場の項まで略	

別表第2(第5条関係)

別表第4中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、別表第5中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、「全面利用」とあるのは「全面使用」と、「利用は」とあるのは「使用は」と、「専用利用」とあるのは「専用使用」と、別表第6から別表第12までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、別表第13中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、「通年利用」とあるのは「通年使用」と、別表第14中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「個別利用」とあるのは「個別使用」と、「定期利用」とあるのは「定期使用」と、「個人利用」とあるのは「個人使用」と、「利用は」とあるのは「使用は」と、「利用できる」とあるのは「利用できる」と、「利用する」とあるのは「使用する」と、別表第15中「利用回数券」とあるのは「利用回数券」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第1(第2条関係)

名称及び位置

名称	位置
※加賀体育館の項から黒崎多目的広場の項まで略	
加賀市市民水泳プール	加賀市加茂町ソ62番地1

別表第2(第5条関係)

名称、休業期間及び利用時間

名称	休業期間	利用時間
※加賀体育館の項から 黒崎多目的広場の項ま で 略		
—	—	—

※備考 略

※別表第3から別表第7まで 略

別表第8 削除

別表第9(第11条関係)

※表 略

別表第10(第11条関係)

※表 略

別表第11(第11条関係)

※表 略

別表第12(第11条関係)

※表 略

別表第13(第11条関係)

名称、休業期間及び利用時間

名称	休業期間	利用時間
※加賀体育館の項から 黒崎多目的広場の項ま で 略		
加賀市市民水泳プール	12月28日から 翌年1月4日ま で	・平日 午前9時から午後8時ま で ・日曜日及び国民の祝日 午前9 時から午後6時まで(ただし、7 月1日から8月31日までは午前 9時から午後8時まで)

※備考 略

※別表第3から別表第7まで 略

—

別表第8(第11条関係)

※表 略

別表第9(第11条関係)

※表 略

別表第10(第11条関係)

※表 略

別表第11(第11条関係)

※表 略

別表第12(第11条関係)

※表 略

別表第14(第11条関係)

※表 略

—

—

—

—

—

—

—

—

—

※別表第15 略

※表 略

別表第13(第11条関係)

※表 略

別表第14(第11条関係)

加賀市市民水泳プール利用料金

1 個人利用料金

区分	単位	金額	
		一般	高校生
個別利用	1回	800円	400円
定期利用	1月	8,000円	4,000円

備考

- 1 個人利用による利用は、1回につき2時間を限度とする。
- 2 定期利用とは、1月を通じて利用できるものをいう。

2 専用利用料金

区分		単位	金額
アマチュア競技25mプール に利用する場合	一般	1コース1時間	3,000円
	高校生		1,500円
	幼児プール	全面1時間	3,000円
上記以外	入場無料の場合は、上記金額の5倍の額とする。		
	入場有料の場合は、上記金額の10倍の額とする。		

※別表第15 略

【附則第2項関係】加賀市公の施設共通使用料条例(平成17年加賀市条例第82号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条 略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ※(1)・(2) 略 (3) 体育施設 加賀体育館、山中健民体育館、加賀市スポーツセンター、加賀市相撲場、<u>加賀市屋内水泳プール、加賀市屋外水泳プール、加賀市飛び込みプール</u>、加賀市陸上競技場、加賀市中央公園テニスコート、加賀市武道館、山中弓道場、加賀市大聖寺テニスコート、橋立自然公園運動広場、いきいきランドかが(グラウンドゴルフ場、屋内グラウンド及び屋外グラウンドに限る。)及び山中温泉ゆけむり健康村(すこやかホール及びテニスコートに限る。)をいう。ただし、これらの施設の会議室、照明設備及び付属設備を除く。 ※以下 略 別表(第3条、第5条関係) ※表 略 備考 ※1 略 2 <u>加賀市屋内水泳プール、加賀市屋外水泳プール、加賀市飛び込</u>	※第1条 略 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ※(1)・(2) 略 (3) 体育施設 加賀体育館、山中健民体育館、加賀市スポーツセンター、加賀市相撲場_____、加賀市陸上競技場、加賀市中央公園テニスコート、加賀市武道館、山中弓道場、加賀市大聖寺テニスコート、橋立自然公園運動広場、いきいきランドかが(グラウンドゴルフ場、屋内グラウンド及び屋外グラウンドに限る。)及び山中温泉ゆけむり健康村(すこやかホール及びテニスコートに限る。)をいう。ただし、これらの施設の会議室、照明設備及び付属設備を除く。 ※以下 略 別表(第3条、第5条関係) ※表 略 備考 ※1 略 2 _____	

みプール、加賀市中央公園テニスコート、橋立自然公園運動広
場及び山中温泉ゆけむり健康村(すこやかホール及びテニスコ
ートに限る。)の使用は、それぞれ1日につき2時間を限度とする。

※3・4 略

加賀市中央公園テニスコート、橋立自然公園運動広
場及び山中温泉ゆけむり健康村(すこやかホール及びテニスコ
ートに限る。)の使用は、それぞれ1日につき2時間を限度とする。

※3・4 略

加賀市鴨池観察館条例(平成17年加賀市条例第151号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
※第1条から第5条まで 略 （開館時間及び休館日） 第6条 観察館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。 — <u>2 前項</u>の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更し、又は休館することができる。 ※以下 略	※第1条から第5条まで 略 （開館時間及び休館日） 第6条 観察館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。 <u>2 観察館の休館日は、木曜日(その日が加賀市の休日を定める条例(平成17年加賀市条例第2号)第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日以後の直近の休日でない日)とする。</u> <u>3 前2項</u>の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更し、又は休館することができる。 ※以下 略 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u>	